

令和7年度三沢市結婚メモリアル助成金交付要綱

(令和7年5月9日)

(趣旨)

第1条 三沢市は、結婚に伴う経済的負担軽減により若年層の結婚の後押しと結婚した際の思い出づくりを支援し、結婚に対する前向きな機運の醸成を図ることで、当市の少子化対策及び移住・定住の促進並びに市内経済の活性化に資する目的で、新婚世帯を対象に令和7年度予算の範囲内において、三沢市結婚メモリアル助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。
- (2) 新婚世帯 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を受理され、同一世帯となった夫婦をいう。
- (3) 市内事業者 三沢市内に店舗を有する法人又は個人事業主をいう。

(対象世帯)

第3条 助成金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 婚姻届を提出した時点で、夫婦共に当市に住民登録があり、婚姻後も引き続き当市に居住すること。
- (2) 婚姻届を受理された時点で、夫婦共に年齢が39歳以下であること。
- (3) 夫婦共に当市又は他自治体において、この要綱と同様の趣旨の補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象世帯としない。

- (1) 納期の到来した市区町村税その他納付すべき公共料金を滞納している場合
- (2) 三沢市暴力団排除条例（平成24年三沢市条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当する場合

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費は、対象期間内に市内事業者を利用し実施した次に掲げるものに要した経費から、市長が別に定める対象外経費を差し引いた金額のうち、市内事業者に対して支払いが完了しているものとする。

- (1) 結婚式
- (2) 披露宴
- (3) 結納
- (4) フォトウェディング
- (5) 飲食店等で行った結婚記念パーティー
- (6) その他市長が必要と認める経費

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、80万円を上限とする。

2 助成金の交付は、同一世帯において、同一年度中につき1回を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和7年度三沢市結婚メモリアル助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和8年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻後の戸籍謄本
- (2) 新婚世帯全員の住民票
- (3) 夫婦の納税証明書(令和7年1月1日時点の住所地から取得したもの)
- (4) 支払を証する書類(領収書等)
- (5) 助成対象経費の内訳が分かる書類(請求書等)
- (6) 次に掲げる項目を掲載した書類(以下「メモリアルシート」という。)
 - ア 助成対象事業の様子がわかる写真
 - イ 助成対象事業を実施した場所及び日時
 - ウ 助成対象事業の内容及び思い出
- (7) ソーシャルネットワーキングサービス(以下「SNS」という。)等を用いたメモリアルシートの発信を証するもの

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付又は不交付を決定し、令和7年度三沢市結婚メモリアル助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付の条件)

第8条 申請者は、若年層の結婚に対する前向きな機運の醸成を図るため、メモリアルシートをSNS等を用いて発信し、かつ、市長が市ウェブサイトにもメモリアルシートを掲載することに同意しなければならない。

(助成金の請求)

第9条 申請者は、第7条の規定による交付決定の通知を受けたときは、速やかに令和7年度三沢市結婚メモリアル助成金請求書（様式第3号）に第7条に規定する交付決定通知書の写しを添えて市長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全額について、令和7年度三沢市結婚メモリアル助成金返還命令書（様式第4号）により、返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 第3条第1項に規定する要件を欠いていたことが判明したとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定による返還を命じられた者は、市長が定める期日までに当該助成金を返還しなければならない。

(状況調査)

第12条 市長は、助成金の交付にあたり、必要があると認めたときは、公簿等により調査を行うことができる。

(調査への協力)

第13条 申請者は、助成金の交付、返還等に関し、市長が必要な調査等を行

う場合には、これに協力しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月10日から施行する。